

患者のみなさまへ

令和8年3月から

「ベースアップ評価料」がはじまります。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

---

「ベースアップ評価料」について

看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和8年3月以降、ベースアップ評価料がスタートします。

これにより、3月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。(10円～30円)

このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

---

ご理解くださいますよう、お願い致します。

厚生労働省